

令和5年度使用済衣類回収のシステム構築に関するモデル実証事業公募要領

1. はじめに

令和4年9月策定の「循環経済工程表」において、令和3年度に検討した中長期シナリオ等を踏まえた実行計画の策定を進めることとされたことを受け、循環型社会形成に向けて取り組むべき課題の1つとして「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」が挙げられている。その中の取組として、「サービサイジング、シェアリング、リユース、リマニュファクチャリング等2R型ビジネスモデルの普及が循環型社会にもたらす影響（天然資源投入量、廃棄物発生量、二酸化炭素排出量等の削減や資源生産性の向上等）について、可能な限り定量的な評価を進めつつ、そうしたビジネスモデルの確立・普及を促進する」ことが求められている。特に衣類については楽しみながら同時に環境負荷の低減に貢献する「サステナブルファッション」の実現が必要である。

また、令和3年6月に国・地方脱炭素実現会議において定められた「地域脱炭素ロードマップ」においても、「使用済み製品等のリユースの普及拡大」は、地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策として位置づけられている。

近年、使用済製品のリユースを目的とした排出ルートは多様化しており（例えば、フリマアプリ、使用済製品交換プラットフォームなど）、リユースに関するビジネスも多様化している。このような背景のもと、地方公共団体が中心となり、消費者、事業者等と連携することで、より実効的なリユース促進が期待される場所である。

一方で、ファッション産業は、大量生産・大量消費、大量廃棄により、製造にかかる資源やライフサイクルの短命化などから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されるようになり、国際的な問題となっている。そして、衣類の生産から着用、廃棄に至るまで環境負荷を考慮したサステナブル（持続可能）ファッションの取組は、近年急速に広がっているが、再使用・再生利用されている使用済衣類はわずかであり、ほとんどは焼却後、埋め立て処分されており、改善の余地は大きい。また、アンケートによると、サステナブルファッションを推進する上での重要な取組として「服を処分するときに、回収しやすくする」ことが上げられている。

上記を踏まえ、使用済衣類回収のシステムを実効的に構築するため、地方公共団体、リユース関連事業者又は市民団体が実施している先進的な取組を支援し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、以下についての公募を行う。

2. 対象事業

(1) 事業の内容

本モデル事業は、先進的な使用済衣類回収のシステムを構築しようとする地方公共団体、リユース関連事業者又は市民団体を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の効果検証等について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等に限る。）を行うものである。本モデル事業における「使用済衣類回収のシステム構築」とは、回収システムの効率化等に取り組むものだけでなく、使用済衣類の再使用・再生利用・熱回収に関する先進的な取組を実施するために回収システムを構築するものも対象とする。ただし、回収後の使用済衣類の活用については、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収の順で高く評価する。

申請者においては、地域における使用済衣類回収のシステム構築に資するモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、モデル事業の計画を実施する。(申請者が、必要に応じて他の事業者・市民団体等と連携を図りつつ、自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする。)

なお、モデル事業の実施に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの関係法令の遵守すること。

<具体的なテーマ例>

- ・AI・IoT等の先端的な情報通信技術を活用した、市区町村における使用済衣類の分別回収の最適化に関する検討・実証
- ・公共施設や学校等における拠点回収と福祉団体を通じたリユースを組み合わせた、地域内での制服の再使用に関する検討・実証
- ・アパレル企業における店頭回収と繊維 to 繊維リサイクルを組み合わせた、使用済衣類回収のシステム構築に関する検討・実証
- ・アップサイクルによる商品化及び販売を念頭に置いた、使用済衣類回収のシステム構築に関する検討・実証
- ・隣接する複数自治体を対象とした回収とリユースの仕組みの検討・実証
- ・公共施設における定期的な子供服の交換会の開催と、サステナブルファッションに関する普及啓発事業

※上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による使用済衣類回収のシステム構築の実現に向けた自由な提案を求めるものである。ただし、新規性・先進性のある取組を求めている、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とする。

※回収後の使用済衣類の活用については、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収の順で高く評価する。システム構築においては、回収後の活用を見据え、回収対象とする衣類を適切に計画すること。

※使用済衣類回収のシステム構築に関する中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、申請書の中でその位置づけについても記載すること。(モデル事業は令和5年度の単年度支援)

※本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、更なる発展や他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択する。

※なお、有識者からの助言等を得て、申請書の計画内容について評価・検討を行う予定であり、事業実施の前に、計画内容についての事前調整を図る場合がある。

(2) 公募の対象

申請者は、地方公共団体、リユース関連事業者又は市民団体¹を原則とする。ただし、申請者が

¹ 申請者は、地方公共団体に加え、以下を想定し、いずれも「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者に限る。
① 民間企業、② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、③ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等、④ 特定非営利活動法人、⑤ 学校法人、⑥ その他団体(モデル事業実施に必要な経理基盤、実施体制を有する団体に限る)

他の事業者・市民団体等と共同で提案することを妨げない。

モデル事業の採択件数は、4件程度を予定する。

(3) 事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が技術的支援を行う（期間中3回程度の打合せを想定。例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定の実施（アンケート設問内容の意見出し）など）とともに、事業実施に係る実費として、1事業当たり上限300万円（税込）の必要経費に係る支払いを行うことが可能である。

なお、必要経費は、本事業の事務局請負事業者から直接請求元に支払いすることも可能である。（例えば、申請者が発注したパンフレットを作成する印刷会社に対して、本事業の事務局請負事業者からその費用を直接支払う。）

具体的な額については、環境省担当官及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が検討し、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。また、本事業の一環で有償販売を実施する場合、当該売上を控除した経費を支援対象経費とする。

※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

(4) 事業対象経費

下記に該当する費用を事務局請負事業者から支払うものとする。（申請者は本事業以外の経費と明確に区分し、伝票、証拠書類等を保管・整理すること。なお、本事業に直接関係のない経費と判断された場合は支援対象外経費となる。不明点がある場合にはあらかじめ相談の上、適切な経費計上に努めること。）

- ・ 会議・調整の費用（会場費、構成員の交通費・謝金等）
- ・ 広報・PRの費用（ポスター、パンフレット等の作成・配布費用）
- ・ 調査・検討・分析の費用（アンケート調査の実施費用）
- ・ 連携する事業者等への委託費（人件費等）
- ・ 機械器具等のリース・レンタル費用（モデル事業期間内に発生する経費のみ）
- ・ その他モデル事業の実施に必要なと認められる経費

※事業終了後に財産となる支出の計上は不可とする。（備品購入費、施設整備費（モデル事業期間中にレンタルで設置するものは可とする。）、ウェブサイト等の無形財産の構築費用（事業期間中のウェブサイト使用料は可とする。））

※単価が5万円を超える物品の計上は不可とする。

※経費の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則切り捨てとする。

※本事業の採択以前に発生する経費及び事業終了後に納品される物の経費の計上は不可とする。

(5) 事業の実施期間

令和5年8月上旬（採択後）から令和6年2月29日まで

(6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書としてとりまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた効果（達成した成果）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定するが、詳細は採択決定後に環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者とともに協議することとする。

また、事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負業者に報告することとする。（頻度は1ヵ月に1回程度を想定、フォーマットは環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負業者より提供。）

3. 応募方法等

(1) 応募方法

添付資料2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の宛先まで電子メールで提出すること。

(2) 公募期間

令和5年5月19日（金）から同年6月19日（月）18：00まで（必着）

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp
reuse@murc.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

担当（土屋・坂谷）

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Email：hairi-recycle@env.go.jp

※可能な限りEmailでのお問い合わせをお願いいたします。

TEL：03-6205-4946

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした選考会において、(2)に示す選定基準の観点から、対象事業を選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・使用済衣服回収システムの構築及び、使用済衣類の再使用・再生利用の促進に資するものであるか。(※循環型社会形成推進法における処理の優先順位に従い、回収後の使用済衣類の活用については、再使用(リユース)を再生利用(リサイクル)よりも高く評価する。)
- ・期待される効果が高いか。またその効果は事業費に対し、妥当なものであるか。
(※ここでの効果とは、モデル事業の実施による直接的な効果を意味し、モデル事業を通じて回収した使用済衣類の物品数やその容積、事業に参加した住民数等を想定する。)
- ・本モデル事業で支援する必要性や意義のある取組であるか。公益性のある取組であるか。
(※特定団体の営利のみを目的した内容ではなく、サステナブルファッションの実現に資するとともに、その他の社会課題解決にも貢献する事業を評価する。)

(イ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。
(※具体的な計画・予定が検討され、モデル事業の成果を踏まえた事業継続の見込みがあるか。実施体制、事業費が検討されているか。(またはモデル事業内で検討されるか。))
- ・当該モデル事業の更なる発展や他の地域への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期待される効果は大きいのか。
(※ここでの効果とは、本モデル事業の終了後、更なる使用済衣類の回収への波及が期待されることを意味し、他の地域での取り組み可能性や事業の汎用性、普及啓発の対象となった住民数を想定する。)

(ウ) 事業の新規性、先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。
(※これまでの手法では回収協力を得ることが困難であった消費者を対象とした事業や、廃棄せざるを得なかった衣類の再使用・再生利用を実現する事業を高く評価する。
なお、地方公共団体の申請において、他の地方公共団体又は過年度のモデル事業にて類似の事例が存在するが、申請者では初めての事業である場合等は、新たに検討・実証すべき課題や地域の特殊性を明記すること。)

(エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・実施計画書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。
- ・モデル事業の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証(定量的・定性的な効果のいずれも)の方法は適切に設定されているか。
- ・モデル事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連絡調整等に対応し得る体制が適切に整えられているか。
- ・関連団体等(事業者、市民団体等)との円滑な協力や連携が、適切かつ具体的に計画されているか。また、使用済衣類を排出する消費者に過度な手間や労力を強いるものではないか。
- ・モデル事業で回収したが、再使用または再生利用が困難となった使用済衣類の取扱いについて、適正かつ適切に計画されているか。

(3) 選定結果

選定結果は、令和5年8月上旬に申請者へ文書等により通知する。(状況に応じて、通知時期は前後する可能性有り。)

5. その他(注意事項など)

- ①過去に環境省モデル事業※(平成23年度～平成27年度使用済製品等のリユースに関するモデル事業及び令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業)に採択された事業の継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ②連携する事業者等が、他の地方公共団体によるモデル事業の事業者等であることを制限しない。ただし、提案するモデル事業が滞りなく進むことを申請書にて明記すること。
- ③採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業等を実施する者として環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者に従い提出すること。
- ④事業の終了後、事業成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がある。
- ⑤事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。

※環境省では、平成23年度から平成27年度まで使用済製品等のリユースに関するモデル事業及び令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業を実施し、リユースを推進することにより、循環型社会の推進や低炭素社会の構築といった環境保全上の効果のみならず、住民同士の交流促進や地域の活性化といった効果が期待された。また、それらモデル事業(令和4年度モデル事業を除く。)の成果等も踏まえて、「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」(平成27年7月)を発出したところである。

(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/h26pamph01.pdf>)

※過去のモデル事業の成果は、下記を参照

「令和4年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」、「使用済製品等のリユースに関するモデル事業(平成23年度～平成27年度)」

(<https://www.env.go.jp/recycle/circul/reuse/index.html>)

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(以上)